

漁港にオイルタンクを設置している漁協の皆様へ
法定排出油防除資材の備え付け数量の計算方法が変わりました！

(独) 海上災害防止センター 調査研究室長 木本 弘之

平成18年6月の通常国会において「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、同改正法は平成19年4月1日から施行されています。これに合わせて「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(国土交通省令)」も改正され、改正法と同じく平成19年4月1日から施行されています。

従来から同法第39条の3(排出特定油の防除のための資材)において、特定油(いわゆる黒物油)を輸送する総トン数150トン以上のタンカーの船舶所有者、同船舶を係留することができる係留施設の管理者及び500キロリットル以上の特定油保管施設の設置者は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着材又は油ゲル化剤を備え付けることが義務付けられています。

この総トン数150トン以上の黒物タンカーの船舶所有者、総トン数150トン以上の黒物タンカーを係留することができる係留施設の管理者、500キロリットル以上の特定油保管施設の設置者等に課された油防除資材(オイルフェンス、油処理剤、油吸着材又は油ゲル化剤)の備え付け義務について、従来は、資材の能力如何に関わらず、一定量を備え付ける必要がありましたが、平成19年4月1日から施行された改正省令では、このうち油処理剤、油吸着材又は油ゲル化剤については、各製品毎の能力を勘案した上で、柔軟に備え付けることができることとなりました(オイルフェンスについては、AまたはBの区分のみで従来どおり)。

また、これらの油防除資材(法律では「特定油防除資材」という。)を備え付けたときは(これらを変更したときも同じ)、速やかに、特定油防除資材の種類、数量及び場所を所在地の海上保安部に提出することが新たに義務付けられました。

平成19年4月1日から施行された改正省令では、想定される排出油量を処理するために保有する資材のうち、オイルフェンスを除く資材について、新たに次のような製品の能力を勘案する考え方が取り入れられました。

油処理剤 : 油処理剤1(l)で何倍の油(l)を処理できるか
油吸着材 : 油吸着材1(kg)で何倍の油(l)を処理できるか
油ゲル化剤 : 油ゲル化剤1(l)で何倍の油(l)を処理できるか

- ※ 例えば、自重の10倍処理できる油吸着材に比べて、自重の40倍処理できる油吸着材の場合には、吸着能力が4倍あるということで、備え付け数量は1/4で済むこととなります。
油処理剤については、従来の通常型処理剤が流出油量の20%の散布が必要であったのに対して、自己攪拌型油処理剤S-7は、流出油量の5%の散布で効果を発揮しますので、備え付け数量はやはり1/4で済むこととなります。

この新しい計算方法は以下のとおりです。

1. 「総トン数150トン以上の黒物タンカーを係留することができる係留施設の管理者」または「500キロリットル以上の特定油保管施設」における油処理剤、油吸着材又は油ゲル化剤の備え付け数量に関する新しい計算方法
2. (新しい備え付け量の計算方法)

「係留するタンカーの総トン数」あるいは「油保管施設毎に定められた保管量」に応じた想定排出油量の**2割**の油を処理するために必要な油処理剤、油吸着材又は油ゲル化剤の量とする。
また、各資材の合計数量を積算するに当たっては、各資材の処理能力を勘案することができる。

注1： 黒物タンカーの場合は、当該船舶の総トン数に応じ、想定排出油量の1割または2割に相当する油を処理するために必要な量（油処理剤、油吸着材又は油ゲル化剤）とする。

注2： 当該船舶内に資材を備え付ける場合は1割とする。
備付基地に備え付ける場合は2割とする。

3. 資材（油処理剤、油吸着材又は油ゲル化剤）の処理能力

以上のように平成19年4月1日から施行された改正省令では、各資機材の処理能力を勘案することが可能となりましたが、各資材の処理能力そのものが分からないと、報告書に記載する資材の備え付け数量を計算することができません。

このため、海上災害防止センターにおいては、現在型式承認を取得している各資材の処理能力について、各業界団体から聴取し、その結果を次表のとおりまとめましたので、「総トン数150トン以上の黒物タンカーを係留することができる係留施設の管理者」または「500キロリットル以上の特定油保管施設の設置者」が特定油防除資材備付状況報告書を作成する際に、備え付ける資材の量を算出するに当たっての参考とすることができます。

資 材 の 種 類		処 理 能 力
油処理剤(ℓ)	通常型油処理剤	5倍（散布率20%）
	高粘度油用油処理剤 D-1128	10倍（散布率10%）
	自己攪拌型油処理剤 S-7	20倍（散布率5%）
	センター注：油処理剤の散布に当たっては、油処理剤を原液で霧状にして散布する専用の「原液散布装置」を使用することが前提である。タグボートなどに備え付けられている消防用の放水銃にエゼクターで油処理剤を海水と混合させて散布する方式では上記に記載された処理能力を発揮することはできない。	
油吸着材(kg)		型式承認を取得した際の試験成績書に記載された試験結果
油ゲル化剤(ℓ)	粉末油ゲル化剤	2倍
	液体油ゲル化剤	3倍

なお、次ページ以下に「第2号様式 特定油防除資材備付状況報告書（油保管施設設置者用）」、「第3号様式 特定油防除資材備付状況報告書（係留施設管理者用）」のサンプルを添付しましたので、参考にして下さい。

報告書の様式は、<http://www.kaiho.mlit.go.jp/apply/index.html> から入手できます。

特定油防除資材備付状況報告書 (油保管施設設置者用)

〇〇海上保安部 殿

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第38条第4項の規定に基づき、次のとおり報告します。

設置者 氏名 (名称) ABC石油株式会社
 住所 (所在地) 神奈川県横浜市みなとみらい3-1 TEL 045-XXXX-XXXX

1 報告の種類		事実が発生した日	平成20年4月〇〇日
<input checked="" type="checkbox"/> 備付け	<input type="checkbox"/> 変更		

2 油保管施設の名称等			
名称	ABC石油株式会社横浜油槽所	用途	油の保管、払出
所在地	神奈川県横須賀市みなと町5-1		
保管する特定油の種類及び量	A重油 800kl		

3 防除資材の所要数量・所要処理数量			
オイルフェンス	保管可能な特定油の数量	800kl	所要数量 200m
油処理剤・油吸着材・油ゲル化剤	想定排出量	10kl	所要割合 2割 所要処理数量 2kl

4 備付防除資材						
資材の種類	商品名	備付場所	数量	処理能力	処理数量	合計
オイルフェンス	<input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B	油槽所資材倉庫	200m			① 300m
	<input type="checkbox"/> A <input checked="" type="checkbox"/> B	油槽所資材倉庫	100m			
油処理剤	YCCブルーグリーン	油槽所資材倉庫	720ℓ	5倍	3,600ℓ	② 7.2kl
	ネス AB3000	油槽所資材倉庫	720ℓ	5倍	3,600ℓ	
			ℓ	倍	ℓ	
			ℓ	倍	ℓ	
油吸着材	タフネオイルブロッカー	油槽所資材倉庫	300Kg	10倍	3,000ℓ	③ 3.0kl
			Kg	倍	ℓ	
			Kg	倍	ℓ	
油ゲル化剤			ℓ	倍	ℓ	④ 0kl
			ℓ	倍	ℓ	
			ℓ	倍	ℓ	
			ℓ	倍	ℓ	
オイルフェンスの長さの合計 (①)						300m
油処理剤、油吸着材及び油ゲル化剤の処理数量の合計 (②+③+④)						10.2kl

5 添付書類	
防除資材の備付けを他の者に委託している場合は当該委託契約書の写しを添付すること。	<input type="checkbox"/> 添付あり <input checked="" type="checkbox"/> 添付なし

(第2号様式の裏面)

記入要領

- (1) 備付義務の対象となる油保管施設について、1施設つき1枚作成する。
- (2) 1の報告の種類は、該当する報告の種類の下にレ印(×印も可。以下同じ。)を記入する。
- (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第39条の3第3号に規定する係留施設の管理者を兼ねる場合は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(以下「規則という。」)別表第二備考3に留意すること。
- (4) 3のオイルフェンスの所要数量は、保管可能な特定油の数量に応じ、表1を参照の上、表3又は表4から該当する長さを選択し、記入すること。
- (5) 3の想定排出量及び所要割合は、表2から該当する想定排出量を選択の上記入し、所要割合2割を乗じた数量を所要処理数量の欄に記入すること。

表1 規則別表第二(概要)

5万kℓ以上の量の特定油を保管することができる施設の設置者		5万kℓ未満の量の特定油を保管することができる施設の設置者	
オイルフェンスB	油処理剤、油吸着材又は油ゲル化剤	オイルフェンスA又はB	油処理剤、油吸着材又は油ゲル化剤
表3のとおり	当該施設で保管することができる特定油の量に応じ、想定排出量(表2)の 2割 に相当するB重油を処理するために必要な量	表4のとおり	当該施設で保管することができる特定油の量に応じ、想定排出量(表2)の 2割 に相当するB重油を処理するために必要な量

表2 保管量に応じた想定排出量(規則別表第二)

特定油の量(kℓ)	500～ 1,000未満	1,000～ 5,000未満	5,000～ 10,000未満	10,000～ 50,000未満	50,000～ 100,000未満	100,000～ 200,000未満	200,000～
想定排出量(kℓ)	10	15	20	25	30	40	50

表3 保管量に応じたオイルフェンスの所要数量(規則別表第二)

特定油の量(kℓ)	50,000～ 100,000未満	100,000～ 200,000未満	200,000以上
長さ(m)	660	840	1,000

表4 保管量に応じたオイルフェンスの所要数量(規則別表第二)

特定油の量(kℓ)	1,000未満	1,000～ 5,000未満	5,000～ 10,000未満	10,000～ 50,000未満
長さ(m)	200	300	360	460

- (6) 4のオイルフェンスの商品名の欄には、A又はBのうち、該当する方の下にレ印を記入すること。
- (7) 4の油処理剤、油吸着材、油ゲル化剤の処理能力は、各資材の取扱説明書等に記載されている処理能力(自重)の倍数とし、備付数量に乗じた数量を処理数量の欄に記入すること。
- (8) 4の備付場所は、「施設内油防除資材庫」等と具体的に記入すること。
- (9) 5に該当する場合は、□添付ありにレ印を記入すること。

特定油防除資材備付状況報告書（係留施設管理者用）

殿

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第38条第4項の規定に基づき、次のとおり報告します。

管理者 氏名（名称） _____
 住所（所在地） _____ TEL _____

1 報告の種類			
<input type="checkbox"/> 備付け	<input type="checkbox"/> 変更	事実が発生した日	平成 年 月 日

2 係留施設の名称等			
名称	所在地	用途	係留可能な最大船舶の総トン数
			トン
			トン
			トン

3 防除資材の所要数量・所要処理数量			
オイルフェンス	係留可能な最大船舶の長さ m	所要割合 最大船舶の長さの1.5倍	所要数量 m
油処理剤・油吸着材・油ゲル化剤	想定排出量 kℓ	所要割合 2割	所要処理数量 kℓ

4 備付防除資材						
資材の種類	商品名	備付場所	数量	処理能力	処理数量	合計
オイルフェンス	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B		m			
	<input type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> B		m			① m
油処理剤			ℓ	倍	ℓ	
			ℓ	倍	ℓ	
			ℓ	倍	ℓ	
			ℓ	倍	ℓ	
			ℓ	倍	ℓ	
油吸着材			Kg	倍	ℓ	
			Kg	倍	ℓ	
			Kg	倍	ℓ	
			Kg	倍	ℓ	
油ゲル化剤			ℓ	倍	ℓ	
			ℓ	倍	ℓ	
			ℓ	倍	ℓ	
オイルフェンスの長さの合計 (①)						m
油処理剤、油吸着材及び油ゲル化剤の処理数量の合計 (②+③+④)						kℓ

5 添付書類	
防除資材の備付けを他の者に委託している場合は当該委託契約書の写しを添付すること。	<input type="checkbox"/> 添付あり <input type="checkbox"/> 添付なし

(第3号様式の裏面)

記入要領

- (1) 備付義務の対象となる係留施設について、原則として1施設につき1枚作成する。(ただし、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則(以下「規則という。」)別表第二備考4及び備考5に該当する場合はこの限りでない。)
- (2) 1の報告の種類は、該当する報告の種類の下にレ印(×印も可。以下同じ。)を記入する。
- (3) (1)のただし書きに該当する場合は、規則別表第二備考4及び備考5に留意し、該当する係留施設を全て2の欄に記入すること。
- (4) 3のオイルフェンスの所要数量は、表1を参照の上、係留可能な最大の船舶の長さに1.5倍を乗じた数量を記入すること。
- (5) 3の想定排出量は、表2から該当する想定排出量を選択の上記入し、所要割合2割を乗じたものを所要処理数量の欄に記入すること。

表1 規則別表第二(概要)

総トン数1万トン以上の船舶を係留することができる係留施設の管理者		総トン数1万トン未満の船舶を係留することができる係留施設の管理者	
オイルフェンスB	油処理剤、油吸着材又は油ゲル化剤	オイルフェンスA又はB	油処理剤、油吸着材又は油ゲル化剤
当該係留施設に係留することができる最大の船舶の長さの 1.5倍 の長さ	当該係留施設に係留することができる最大の船舶の総トン数(下表)に応じ、想定排出量の 2割 に相当するB重油を処理するために必要な量	当該係留施設に係留することができる最大の船舶の長さの 1.5倍 の長さ	当該係留施設に係留することができる最大の船舶の総トン数(下表)に応じ、想定排出量の 2割 に相当するB重油を処理するために必要な量

表2 総トン数に応じた想定排出量(規則別表第二備考1イ)

総トン数(トン)	200未満	200～500未満	500～1,000未満	1,000～5,000未満	5,000～10,000未満	10,000～50,000未満	50,000～100,000未満	100,000以上
想定排出量(kℓ)	10	15	20	30	70	100	230	320

- (6) オイルフェンスの商品名の欄には、A又はBのうち、該当する方の下にレ印を記入すること。
- (7) 4の油処理剤、油吸着材、油ゲル化剤の処理能力は、各資材の取扱説明書等に記載されている処理能力(自重)の倍数)とし、備付数量に乘じた数量を処理数量の欄に記入すること。
- (8) 4の備付場所は、「〇〇岸壁第〇号上屋内」等と具体的に記入すること。
- (9) 5に該当する場合は、□添付ありにレ印を記入すること。

